

建設委員会記録

1 日 時 令和6年12月13日(金曜日)

開 会	午前10時03分
休 憩	午前10時31分
再 開	午前11時12分
休 憩	午前11時24分
再 開	午前11時32分
休 憩	午後 0時06分
再 開	午後 0時23分
閉 会	午後 0時37分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	押 田 大 祐
副委員長	織 田 伸 一
委 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	金 厚 有 豊
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
参事（総務課長）	浦山 信之
参事（警防課長）	松井 孝博
予防課長	岸 隆志
通信指令課長	高稲 信治
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一

【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	井村 孝志
局次長（技術担当）	山崎 明彦
参事（農林水産部次長）	五十嵐 健治
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（下水道担当）	五十嵐 進
経営企画課長	岸 聡之
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	新原 寛之
水道課長	帳山 誠志
下水道課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	安部 正雄
東上下水道サービスセンター所長	村田 友康
西上下水道サービスセンター所長	工藤 正美
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
下水道課主幹（農村整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	沖村 一
経営企画課主幹（調整担当）	加藤 暁美

【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	沼崎 益大
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（道路整備担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理担当）	山崎 哲志
参事（土木事務所建設担当）	坂井 義隆
参事（建設政策課長）	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
道路河川管理課長	経澤 陽一
河川整備課長	冲村 一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	樫尾 正樹
市営住宅課長	金田 紀和
営繕課長	小林 江里子
土木事務所管理課長	水野 央
土木事務所建設課長	村井 博昭
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	村井 真哉
部次長（技術担当）	金山 英樹
参事（建築指導担当）	佐藤 英子
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（空き家政策担当）	守山 裕一
参事（交通政策課長）	高田 興真
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	山本 貴章
建築指導課長	井川 清
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	野村 知範
居住政策課長	高畑 亘
都市計画課主幹（調整担当）	大門 高史

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理

酒井 優

議事調査課主任

江部 なな恵

議事調査課会計年度任用職員

溝口 弘美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和6年12月定例会の建設委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、成田委員、尾上委員を指名いたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第174号 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

予防課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

村石委員 （2）改正内容のうち救急証明については、保険請求に使うと説明されました。そう考えると申請件数が5か年平均で3件というのは少ないように思えるのですけれども、生命保険など、どのような場合に救急証明が必要になるのか、分かる範囲で答えていただきたいと思います。

予防課長 保険会社への保険請求に必要なものは、医師の診断書と病院からの請求書だとお聞きしております。そのことを考えると、救急証明の申請は少なくなるものと考えられます。

村石委員 分かる範囲でいいのですけれども、どのような場合に救急証明が必要なのか教えてください。

予防課長 救急証明願の様式に証明書の使用目的という欄がございますが、保険請求のためとしか書いてありませんので、それ以上は分かりかねます。

- 大島委員 　　り災証明（火災）について、火災が発生して保険請求するというケースでは、1通だけ申請されて、それを使い回しされるのでしょうか。それとも、保険会社ごとに罹災証明が必要で、複数枚を求める方もいらっしゃるのでしょうか。
- 予防課長 　　複数枚を要求されます。
- 大島委員 　　でしたら、1件の火災につき1通は無料だけれども、2通目からは有料という方法を取っておられる自治体はないのでしょうか。念のために5通ほどくださいというようなケースもある気がするのですが、いかがでしょうか。
- 予防課長 　　他都市に聞きますと、1件当たり1通分の金額を頂いているそうでございます。
- 大島委員 　　保険会社ごとに罹災証明の現物が要るとすれば、念のために5通ほどもらっておくというような場合に他都市では全て無料としているのかどうか、御存じですか。
- 予防課長 　　無料としている自治体では、何通でも無料とされております。
- 委員長 　　ほかに質疑はございませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 委員長 　　ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第174号の討論に入ります。
討論はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 　　討論なしと認めます。
これより、議案第174号を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、消防局所管分で、議案以外に何か質問はございませんか。

谷口委員 消防の出動の中で、誤報は年間どの程度あるのですか。

〔発言する者なし〕

谷口委員 件数がすぐに分からなかったらいいのですが、なぜ聞いたのかというと、誤報は介護施設や老人福祉施設で起こるケースが多いのです。私もそのような施設に行っているので気をつけなければいけないと思うのですけれども、同じ施設で繰り返し誤報が発生しているケースも見受けられるので、そちらに対しての指導はどのようにされているのか気になったのですが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

谷口委員 答えられないということは指導されていないのだと捉えてもいいのかもしれませんが、誤報は施設利用者が誤って通報してしまうことによるものがほとんどだと思います。そのような場合でも、施設側で消防からの逆信を取るなどすれば防げる部分もたくさんあると思うのです。
消防局としては当然、空振りだと分かっても出動しなければいけないのだと思うのですが、施設側のちょっとした電話対応だけで誤報による出動がなくなるのであれば、何回も誤報を出す施設にはしっかり

指導していく必要があると思うので、しっかりと対応していただければと思います。

消防局長

今ほどの委員の御指摘のとおり、誤報はやっぱり老人福祉施設などでの発生が多く、同じ施設へ出動するケースも多々見受けられる状況であります。消防といたしましては、当然ながら通報がございましたら出動しなければならないので、現場に到着してから状況を把握して、火災でなければ誤報という取扱いにしております。

先ほど委員からも御説明がありましたとおり、施設入所者が誤って通報したというパターンもあるのですけれども、火災報知設備が鳴って、施設に当直されている職員の方がどこから発報しているのかを確認する作業をしている間に、消防が出動して現場に到着することになります。すぐに誤報の連絡があれば私たちも出動しなくても済むのですけれども、確認作業の間はどうしても連絡が取れないという状況もあり行動のタイムラグがございますので、その点については致し方ない部分ではあるかと思えます。ただ、何回も繰り返すようでしたら、出動した消防隊から現場にいる施設職員に対して、このようなことはあまりないようにしてほしいと必ず申しておりますので、また徹底して指導していきたいと考えております。

柞山委員

今ほどは消防の出動の話でしたが、救急車のことを質問します。

本市でも救急車の出動回数が年々増えています。中身が分からずに質問するのですが、症状がやや軽微で、必要がないのに救急車を呼ばれて対応するという事案が首都圏では多く、先般県議会でも質疑がありましたけれども、料金を取るという話も出ています。

救急車をタクシー代わりのように使った事案は把握しておられるのか、お聞きしたいと思います。

警防課長

救急報告書では、目的外や救急搬送の必要性が低い

と思われるような事案の統計を取っておりまして、令和5年は、例えば指先をちょっと切ったとか、若干の発熱があるなどといった事案で約150件の要請がありました。

柞山委員 そういうことを知らずに救急車を呼ぶ方もいるとは思いますが、何か手当てというか、それは駄目だということをどのように周知しているのでしょうか。

警防課長 やはり全国的にもそのような事案が非常に多いものですから、救急車の適正利用については国を挙げて訴えているところで、富山市におきましても積極的に広報させていただいております。

柞山委員 ありがとうございます。
事案が多い地域では、実際に7,000円だったか、料金を取るということで対応されているところもありますが、本市ではそのようなことを検討しているのですか。呼びかけや広報活動だけでいいのか、それとも取締りのような意味で、有料化することについて協議しておられるのですか。

消防局長 そのような事案に対してお金を頂くということは、現在のところ検討しておりません。
ただ、先般県議会で質疑等もございましたし、それから、茨城県では県全体として、ケースに応じてお金を取るということも報道されておりました。
この件については、県の動きなども見ながら検討してまいりたいと考えております。

村石委員 能登半島地震が本年1月1日に発生して、甚大な被害が出ていることから、捜索・救助のため県緊急消防援助隊を編成し、7消防本部の車両23台と職員72人が珠洲市へ向けて氷見消防署を出発したということですが、富山市消防局の職員数と任務についてお聞かせください。

警防課長 本年1月10日に出発した本市の職員につきまして

は、17名です。

ただ、国からは、円滑な活動のため指揮隊のみ前日入りして引き継いでほしいということでしたので、前日に4名が指揮隊として出発しております。ですので、1次隊としましては21名になります。

緊急消防援助隊自体が広域の消防応援活動でありますので、救助活動、救急活動が主な任務になりますけれども、今回は先に現場に入っていました福井県大隊との交代で、活動エリアを引き継ぎ任務を行っております。

村石委員 福井県との交代だったということですがけれども、緊急消防援助隊が出発した時間と、目的地の石川県珠洲市に到着した日時についてお聞かせください。

警防課長 1次隊につきましては、氷見消防署に午前7時に集結して集結式を行い、県知事の訓示を受けて午前7時20分に出発しております。活動拠点と呼ばれる珠洲市の宿営場所には、午後1時30分に到着しております。

村石委員 その日の午後1時30分に着いて、現場では救助や救急の活動を行っていたということですがけれども、やはり富山市消防局としても今後、能登半島地震での活動を教訓にしていく必要があることから、どのような活動を通じてどのような課題を把握したのか、主なものでいいので教えてください。

警防課長 まず、富山県大隊としましては4次隊まで活動しておりますけれども、主な活動としましては、倒壊家屋での再捜索、安否確認、土砂災害現場での捜索活動、救急搬送に当たっております。

課題としましては、我々富山県大隊が到着したのは1月10日ということで発災から10日間経過しておりましたが、大規模な土砂崩れ等で通行不能となった道路にどう優先順位をつけてどのように通行可能にするのかという点で、関係機関との連携が不可欠であると感じたところです。現在、県でも能登半

島地震の検証会議等が行われておりますが、その中においても、この点が重要だということは伝えさせていただいております。

村石委員 最後になりますけれども、今ほど警防課長から話があったように、実際に現場で活動した方がたくさんおられると思うのです。その方たちの体験談を集めて課題を明らかにしていくことは県でも行っているということですが、富山市消防局の職員が思った課題については県全体で共有する必要もあると考えますが、消防局長の見解を伺います。

消防局長 委員がおっしゃるとおり、緊急消防援助隊がよりよい活動を行うためには、隊員たちの現場での経験や、それらを基にした課題の解決が非常に重要であると考えております。
このことから、その課題解決に向けて、県を含めた県内消防本部との会議等の場において協議してまいりたいと考えております。

大島委員 昨日、立山町で大きな火災がありましたけれども、消防指令業務の共同運用を行っているということで、富山市消防局との関係や応援要請の実態などについて、もし分かれば聞かせていただけますでしょうか。

通信指令課長 立山町消防本部との消防指令業務の共同運用につきましては、昨年4月から始めております。現在は、富山市の通信指令室で立山町消防本部の職員4人と一緒に勤務しております。
現在の運用状況として、昨日の火災についても富山市で入電して立山町の消防署に指令を出しているということでございます。
立山町との共同運用につきましては、立山町は立山黒部アルペンルートなど山岳地帯を抱えており発災場所の特定などが困難なものですから、現在は立山町職員から情報を得ながら、山岳警備隊や隣接している長野県消防本部との連携を密にして活動を行っているところでございます。

大島委員 昨日の火災については、いかがでしたでしょうか。

通信指令課長 昨日の火災については、発生時に1本のみ119番通報が入電しており、指令を出しております。その後、消防車が到着してから3本ほど入電しております。

大島委員 最後にしますが、中央通りの再開発事業でかなりの高層マンションができるのですが、東京で起きたマンション火災では、6階建てのため7階建て以上で義務づけられている連結送水管などの消防設備が必要なかったということで、大きな被害が出ました。今度建つマンションは24階建て、高さ約83メートルだということで、もしここで火災が起きた場合に富山市消防局が所有するはしご車が使えるのかなど、どのような対応になるのかというシミュレーションはしていらっしゃるのかお聞かせください。

警防課長 現在所有しているはしご車で一番高いものは50メートルで、それよりも高い建物はたくさんあります。高度障害という言い方をしていますけれども、はしご車が届かない建物が現在も富山市内に15棟ございます。ただ、高層建物になりますと、先ほども言われました連結送水管などといった消火設備もありますし、建物自体が耐火建築という燃えにくい構造になっておりますので、そのようなところで対応しております。

織田委員 先月中頃に行われた、小学生を対象にした防火教室を押田委員長と一緒に見学させていただきました。子どもの頃からしっかりと防火意識を持つことは大変大事なのだらうと思っています。その意味では、屋根や外壁、サッシまで全部ついていて、大学生の一人暮らしの想定で中にいろいろな家具がある模擬家屋から出火していくさまを子どもたちは本当に間近で感じる事ができたということ

で、本当にいい事業だったとっておりますが、消防局でどのように総括しておられるのか教えていただきたいと思います。

予防課長

今おっしゃった五感で感じる住宅防火事業<小学生防火教室>について報告させていただきます。

まず、事業の目的ですけれども、柔軟な発想を取り入れる部局主導裁量枠の予算を活用いたしまして、実際に建物が燃える様子を見て児童たちに火災の恐ろしさを学んでもらおうと、防火教室を特別に開催したものでございます。

次に、内容については、先月12日に富山県広域消防防災センターにて実施し、市内5つの小学校から3年生240名が参加いたしました。

会場に用意した6畳一間の模擬家屋をガスコンロの消し忘れなどで火災が発生しやすい状況にし、火災が発生するまでの室内の様子を217インチの画面に映し出しながら、消防職員が児童に説明いたしました。建物から黒煙が上がり窓から炎が噴き出すと、児童は真剣な表情となり、代表の児童が119番通報してから消防車が駆けつけ消火活動を行うまでの一連の動きを見学いたしました。

なお、防火教室の様子を映像に記録し、市内全ての小学校にDVDで配布するとともに、出前講座などにおいても活用することとしております。さらに、富山市公式のユーチューブにもアップし、幅広く広報する予定としております。

次に、児童のアンケート結果について報告いたします。240名中239名が「よかった」と回答いたしました。また、家で話をしたかという問いに、約9割が「した」と答えております。

児童の感想を紹介いたしますと、「ニュースとかで火事をいっぱい見ているが、本物はやばいなと思った」「火事はすぐ燃え広がること、命を奪うことを感じた」「家が火事になったとき、ピーピーと音が鳴る火災報知機があるか聞いた」など、予想を上回る手応えがあったと感じております。

また、先生から、最近はIHの普及などにより家庭

で火を取り扱うことが少なく、炎の熱さや音、臭いなどを身をもって体験することによって、火事の本当の恐ろしさを感じていたようだなどの感想をいただいております。

最後に総括として、今回の事業を通して、児童らに火災の恐ろしさや命の大切さを肌で感じてもらうきっかけになるとともに、家族への火災予防の啓発にも寄与したものと思われまます。

今後とも消防局といたしましては、子どもたちへの防火教育を工夫しながら継続してまいりたいと考えております。

織田委員 子どもたちがうちへ帰って、防火教室で感じてきた焦げた臭い、炎のスピード感、黒い煙などについて、御家族で話して共有されたのだろうと思っています。子どものうちからあのような様子をしっかりと肌で感じていくことは、すごく大事なことです。なかなか予算も小さくなかったものですから、事業がうまくいって、子どもたちがしっかりと受け止めてくれて本当によかったと思っています。引き続き防火教室等々により子どもたちへの啓発活動を進めていただきたいと思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前10時31分 休憩

~~~~~

午前11時12分 再開

委員長 建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
契約金額1億5,000万円以上の工事請負契約について、  
当局の説明を求めます。

契約出納課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

村石委員 能登半島地震の災害現場に派遣されて活動していた職員が本年6月に報告会を開いたと。いろいろな意見が出たと思いますが、その中で今後の教訓とするような内容があれば、主なものをお聞かせください。

上下水道局次長 委員御案内のとおり、能登半島地震の応急復旧に従事した職員による活動の報告会を本年6月5日に実施させていただきました。

(技術担当)

この報告会では、1つに、被災事業者からの具体的な活動に関する指示などの情報伝達が遅れたことによって、せっかくだ行ってもかかわらず待機時間や待ち時間が生まれた、2つには、当然ですが土地勘がなく、車にはナビがついていますが、材料の調達場所や実際の現場へ出向く際に交通渋滞等々もあって移動に時間がかかり、1日当たりの作業効率が期待するほど上がらなかった、3つに、当然宿舎が限定されているので、個室ではなく職員のプライベートが確保できなかったなどといった様々な意見が出されました。

富山市が被災して上下水道局職員だけで対応することが非常に困難になった場合には、先ほどの分科会で経営企画課長が説明しました日本水道協会などを含む各協定締結先への応援要請を行い、応援団体を受け入れる側になります。それらの受入れ体制や、応援に来ていただいた事業者へのこちらからの迅速な指示などといった総合的な受援計画の整備が必要だと実感したことから、既に策定している富山市上

下水道局業務継続計画という災害時の対応マニュアルに今後反映させていきたいと考えております。

村石委員 今後マニュアルに反映するということですが、呉羽山断層帯で30年以内に地震が発生する確率は0%から5%で高いと言われています。したがって、今後被災したときに今言われたような支援がスムーズに行われるよう、今からしっかりと準備しておくことが大事だと思いますけれども、そのことについて上下水道局長の見解を伺います。

上下水道局長 今ほど次長からもお答えしましたように、業務継続計画や受援計画の策定、見直しも含めて、今回の能登半島地震でその必要性を痛感したところです。本市の上下水道事業のBCP（業務継続計画）につきましては、平成23年に起きた東日本大震災を受けまして、平成27年3月に地震・津波編を策定しております。また、洪水ハザードマップに対応した洪水編につきましては、今年度策定することとしております。ですので、今年度中には地震、津波、洪水に対するBCPが整うこととなります。あわせて、今ほど言いました被災したときの受援計画の策定も今進めている最中でございます。完成時期をなるべく早めたいので、中身を精査しながら、しっかり体制をつくっていききたいと思っております。今回の地震を受けまして、呉羽山断層帯の地震発生確率の見直しと伺いますか、実際にどのように変わっていくのかも分かりません。もしも変更などがあれば、その点も踏まえた見直しも出てくると思っております。現在、上下水道事業経営審議会を立ち上げて経営の内容もいろいろ見直している最中ですが、安全面もしっかり踏まえた経営ということで、体制をつくっていききたいと考えております。

金厚委員 まず、先般の本会議で柘山議員から質問がございまして、上下水道事業管理者の答弁を聞き、非常に感激いたしました。

恐らく局長も同じような考えだと思っておりますけれども、先ほど村石委員の質問に対して最後に答弁された経営審議会の話にも関連しますが、今、上下水道を合わせて毎年どのぐらいの予算を使って改修しているのか、また、それを進めていくと富山市内の上下水道関係施設が何年後に出来上がるのか、そのあたりを市民の皆さん方にも説明しないと経営の計画が立たないと思っております。それらを踏まえて答弁してください。

上下水道局長 現在、第2次富山市上下水道事業中長期ビジョンを策定し、平成29年度から令和8年度までの10年間という期間で進めております。

ただ、人口減少や物価上昇の関係で経営がかなり厳しくなっているため、経営審議会を立ち上げて事業計画を見直しているところで、現在は、取りあえず今後5年間の事業に対して事業計画をつくりまして検証している最中です。

それを踏まえまして、今後10年間の次期中長期ビジョンもしっかりつくっていくという流れにしております。

特に、現在は国から上下水道の耐震化をかなり強く言われていますので、そのあたりの耐震化計画をどのように盛り込んでいくのかということがかなり大きなポイントになってくるかと思っております。

先ほどの分科会では、柞山委員から業者の数が減っている中でどう進めていくのかという質疑もありましたが、やはりそのような影響をしっかりと考慮して計画をつくらないと、予算を取ったはいいけれどもなかなか執行できないということになって都合が悪いものですから、そのあたりも踏まえつつ現実的に可能な計画としてしっかりと詰めていきたいと考えています。現段階では、取りあえず5年間の計画をつくり、料金も踏まえてどうかということを検討している最中です。それを踏まえつつ、次期中長期ビジョンもしっかりつくっていきたいと考えております。

本来ですと、国からは、例えば水道については30

年先を見据えるということを言われているのですが、想定は可能ですけれども、30年先の具体的な想定はなかなか難しく、その都度、時点修正が必要になってきます。ですから、取りあえず今は、経営審議会で5年間の計画を検討していただき、その先の10年間の次期中長期ビジョンをしっかりと見据えながら進めたいと考えております。

金厚委員

説明いただきまして、ありがとうございました。私が心配しているのは下水道だけの問題ではなく、富山市ではいろいろな事業を抱えていますし、これから市全体として財政が非常に逼迫してくるのです。例えば、今言いました下水道施設の修繕の話が出てきますと、やっぱり料金を上げざるを得ない状況に必ず陥ると思うのです。やっぱり未来永劫、安全なインフラを整備しなければいけないということで、将来に備えた準備が必要です。上下水道局の皆さん方は本当に大変だと思いますし、業者もだんだん少なくなってきています。そのようなことを考えますと、次期中長期ビジョンをなるべく早く市民の皆さん方にお知らせしないと、ある日突然何を言うのかという話になりますので、上下水道事業管理者とも十分相談して進めていってほしいと思っている次第でございます。

委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前11時24分 休憩

~~~~~

午前11時32分 再開

委員長

建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。

議案第175号 工事請負契約締結の件（小見橋1号架替工事）

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

道路構造保全対策課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第175号の討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第175号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第51号 専決処分報告の件（訴えの提起の件）、
報告第52号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第41号、専決第48号、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

- 市営住宅課長 〔報告第51号について、
議案書により説明〕
- 道路河川管理課長 〔報告第52号について、
議案書により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、
盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制候補区域）等について、
令和6年度道路除雪実施計画の概要について、
以上2件を一括して、順次、当局の報告を求めます。
- 建設政策課長 〔盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制候補区域）等について、
委員会資料により説明〕
- 道路河川管理課長 〔令和6年度道路除雪実施計画の概要について、
委員会資料により説明〕
- 委員長 ただいまの説明について、何か御質問はございませんか。
- 大島委員 盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制候補区域）等についてお尋ねします。
建設部で委員会資料を出されましたけれども、例えば宅地造成でしたら活力都市創造部建築指導課との連携が必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがでございましょうか。

建設政策課長 おっしゃいますとおり、確かに開発行為等に伴って田んぼを宅地化するという場合、高さにもよりますけれども、この盛土規制法に該当するケースが多々出てくるかと思えます。
また、宅地造成に伴う開発行為ではなくても、田んぼを盛って資材置場などにするケースでは農地転用が絡んでくることもあるかと思えます。
令和7年5月1日の運用開始を予定しておりますけれども、その事務につきましては、今、活力都市創造部とも調整中であります。

大島委員 この基準を満たさず違反となる土地には是正措置を命令するということですが、現在既にある盛土も令和7年5月1日を超えた場合は規制がかかり、直してもらおうということによろしいのでしょうか。

建設政策課長 この制度は令和7年5月1日運用開始予定ということで、それ以降に盛土をすることになれば当然、申請を出していただいて許可するという形になりますが、今おっしゃったように、現時点でもう既に盛土として存在するものが市内各所にあるかと思えます。それらの既存盛土につきましては、今年度、どこにどのような盛土があるのか、机上調査で抽出しております。今年度抽出した箇所につきましては、来年度に現地等で危険性がないのかを確認する予定としております。そこで危険性があることが分かれば、その時点で是正等の指導を行っていきます。もう既に盛られているものに関しましては遡って許可申請などを行うものではなく、既存盛土として調査して、この場所にこのような盛土があるという情報については、新たに許可するものと同様に公表されていくということになります。

大島委員 国土交通省のパンフレットでは是正措置等の命令という強い表記になっておりますが、それによろしいのでしょうか。

建設政策課長 そのとおりです。場合によっては行政代執行のよう

なことを行う可能性もあります。

金厚委員 定義として、どのようなものを盛土と言うのですか。

建設政策課長 委員会資料2ページの下のほうに参考で記載しておりますが、この表にあるような要件に該当すれば盛土となります。

赤文字で宅地造成等工事規制区域、青文字で特定盛土等規制区域における要件を記載しているのですが、例えば左端の①ですと、宅地造成等工事規制区域では盛土で高さが1メートルを超える崖—30度を超える角度を指すのですけれども—が生ずる場合には許可申請が必要です。特定盛土等規制区域では、崖の高さが1メートルだと許可申請は要らないのですけれども、2メートルを超えると必要になります。

同様に、右端の⑤の場合ですと、宅地造成等工事規制区域では盛土または切土をする土地の面積が500平米を超えると高さに関わらず許可申請が必要で、特定盛土等規制区域では3,000平米を超えると許可申請が必要になります。

金厚委員 定義はそれでいいのだけれども、例えば小さな谷間に擁壁を造って、産業廃棄物を埋めているようなケースがあるのです。それは1メートルや2メートルではなく、もっと高いのです。排水の問題もあります。ですから、先ほど活力都市創造部の話もありましたけれども、環境部などいろいろなところが影響するような事例があるのです。そのような既に出来上がってしまった箇所はどうするのですか。

建設政策課長 先ほど言いましたように、もう既に盛られているものは現在、机上調査をしているところです。既存盛土として把握したものに関しましては、安全性がどうなのかをこちらで調べまして、これはもう少し緩い勾配にしなければ駄目だとか、排水用の設備を設けなければいけないなどと指導していくことになります。

金厚委員 私が言っている谷間に擁壁を造っているような箇所の許認可は、市町村合併する前は恐らく県が行っていて、合併してからは富山市が行っているのです。その中での産業廃棄物の埋立て設備なものですから、強制執行できるのかどうかちょっと気になっているのです。

というのは、今よくある話で、ごみ屋敷を処分するには相当の税金がかかるでしょう。強制執行することになるといろいろな費用がかかると思うのですけれども、実際にそのようなものまで強制執行できる範囲にあるのかないのか、その辺を教えてほしいと思います。

建設政策課長 すみません、ケース・バイ・ケースといたしますか、実際の状態を見てみないと何とも言えないところはございます。

今言われるような産業廃棄物を埋めているようなところで、少なくとも環境などに関する他法令には引っかかっていないということなのかもしれませんけれども、この制度の運用が開始された後で、盛土規制法に照らして大丈夫かというところは個別具体の箇所ごとに状況が違ふと思います。当然ながら技術的な基準のようなものもございまして、そこは確認しながら、基準に合致するように指導していく形になるかと思っております。

尾上委員 令和6年度道路除雪実施計画の概要について御質問させていただきます。

(3) 除雪等の出動基準が設けられていまして、車道除雪の基準が新降雪10センチメートルというのは分からないでもないのですけれども、私がよく言われるのは、歩道除雪の基準である積雪深20センチメートルはちょっと深過ぎると。歩道の除雪は通学路が主だと思うのですけれども、低学年の児童が歩くには20センチメートルは深過ぎて危険だということで、よく苦情が入るのです。

ずっとこのような基準で運用しておられるので見直しはなかなか難しいのだろうとは思っておりますけれども

も、どのような考えでこの基準になっているのかお聞かせいただければと思います。

道路河川管理課長 歩道除雪の出動基準については昔から積雪深20センチメートルとなっており、県の基準も20センチメートルです。基本的には、20センチメートルの積雪であれば歩けるというラインで設定されているものと考えられます。
その点につきましては今後、県ともお話をしていきたいとは思いますが、今のところ20センチメートルの基準を変更する予定はございません。

尾上委員 低学年の児童が歩くには少し厳しいということは見ていただければ多分分かると思いますので、県と話をし、また見直していただければありがたいと思います。
続いて、道路の除雪はどうしても交差点の角に向かって雪を運ぶことが多いのです。これはこの場で言うべきことかどうかちょっと分かりませんが、私は朝、見守り活動をしているのですが、私が立っている交差点では、横断歩道から歩道に入るところの入り口まで雪が積まれていることがたまにあるのです。
ずっと道路が続く場合、雪を捨てる場所がないというのは分からないでもないのですが、通学するときなどに危険な場合もあるので、そういったところに対する指導はされているのかお伺いしたいと思います。

道路河川管理課長 道路を除雪した後の雪の置場が交差点周りになるという話について、除雪した雪をどこに置いてほしいのかは地元の中で決めていただいています、まずはその場所に持って行ってもらうと。
もしも交通に影響する問題がありそうな場合につきましては市に連絡していただいて、現場の状況を確認した上で必要な対応を考えていきたいと思っています。

- 尾上委員 通学のことばかり言って申し訳ないのですけれども、私は通学路を見ていて、子どもたちのことを考えると非常に危険な場合もあるものですから、また事業者になんらかの指導をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。
- 委員長 ほかにございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。
- 村石委員 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場に関する茶屋町住民への説明会が開催されたと聞いています。説明会はいつ行われて、住民の方は何人ぐらい出席されていたのか伺います。
- 公園緑地課長 茶屋町住民への説明会につきましては、連絡橋完成後の現在の状況及び今後の見通しについての周知と併せて、城山公園の園路整備工事の受注者が決まったことの案内としまして、今年9月15日（日曜日）に茶屋町の公民館で開催し、茶屋町自治会長をはじめとする33名の方に御出席いただきました。
- 村石委員 33名が参加されたということですがけれども、住民からどのような意見が出たのか、主なものでいいので教えてください。
- 公園緑地課長 説明会におきまして地元住民からは、広場にできる民間施設について、どのようなものができるのか教えてほしいといった御意見や、橋周辺の雑木の伐採・剪定をして眺望をよくしてほしいといった御意見がありました。
- 村石委員 それらの意見に対して市としてどのように答弁したのか、また、今後どのように対応するのかお聞かせ

ください。

公園緑地課長 まず、広場にできるにぎわい施設につきましては、民間事業者へ地元説明会の開催を提案しましたところ、現在、民間事業者側で施設規模や店舗構成の検討を進めているとのことでありまして、概要をお知らせできる段階で地元説明会を行いたいと考えております。

次に、雑木の伐採による眺望の確保につきましては、周辺部は風致保安林に指定されており伐採はなかなか困難であるというふうに説明会では回答したのですけれども、保安林指定により伐採が規制されている区域や民地以外の場所においてどこまで眺望を改善できるのか、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

村石委員 伐採がなかなかできないということは私も聞いたことがあるのですが、何とか眺望をよくできるようにしていただきたいと思えます。

最後に、呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備に係る工事や完成後の人の流れ等で、呉羽地域の住民には環境の変化があると思えます。ある程度影響があることから、丁寧な説明と住民の皆さんの同意が必要と考えますが、部長の見解を伺います。

建設部長 今回、連絡橋自体もそうですし、にぎわい施設や芝生広場の整備を行い、本市のランドマークとなるにぎわい拠点ができるということで、本会議でも答弁させていただきました。

あの場所は、春のお花見や、秋の紅葉シーズンになると非常にきれいなので、恐らくこれまで以上に多くの方が来訪されると思っています。

また、このようなランドマークとなるにぎわい拠点ができることで、地域の皆様の活動や憩いの場にもなり得ると思っています。それにより、地域の活性化やコミュニティーの醸成にもつながって、非常にいいのではないかと期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の整備によって様々な面で環境の変化が出てくるのは当然だと思いますので、地域の方々がお困りにならないように、先ほど委員もおっしゃったように、引き続きコミュニケーションを取りながら対応していきたいと考えております。

村石委員 やっぱり環境の変化があるということで、具体的に言うと工事期間中は重機などの車両が多く通るということもあるので、先ほど言われたように説明するのは民間事業者になると思うのですけれども、そのようなことも含めて丁寧に説明していただきたいと思っております。

谷口委員 毎回恒例の質問であります。奥田団地についてです。先般の一般質問でも話が出ていましたが、今行っている跡地利活用可能性調査は来年2月が納期ということでもあります。できれば新年度予算に次の工程をしっかりと組み込んでほしいのですが、どのような状態になっているのか分かりませんが、とにかく今はもう完全に住民がいなくなったので、あのまま放っておくわけにもいきません。そしてまた、市としては跡地を使わないということをして先に言ってしまっていますし、売却という方向がはっきり見えているので、売却なり解体なり、新年度に少しでも前に進むように、しっかり取り組んでいってください。これは要望で終わっておきます。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午後 0時06分 休憩

~~~~~

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第52号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第43号  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

交通政策課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、  
スマートシティの実現に向けた都市的指標調査について、  
当局の報告を求めます。

都市計画課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、活力都市創造部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

金厚委員 富山市あるいは富山県の一丁目一番地は、恐らくこの市役所の周辺だと思います。

すぐそこに富山第一ホテルがありましたけれども、廃業に追い込まれて、ネットが張られてだんだん幽霊屋敷のようになってきております。

一時、あの場所、あるいは佐藤工業やアイザック、またその横の土地などの地権者で準備組合をつくって再開発するという話が新聞紙上をにぎわせました。ところが、全然動きがないのです。何か理由があるのかお答えください。

まちづくり推進課長 今おっしゃった地区は桜木町地区と呼んでおりますが、準備組合が令和元年に立ち上がりまして、その後コロナ禍を迎えて、再開発計画の協議が少し滞っていたと聞いています。

ただ、令和5年度からは皆さんで集まって少しずつ協議が進んでいると聞いておりまして、今現在は素案の段階ではありますが、施設構想も含めた基本計画を地権者や関係者の方々に諮っている状況だと伺っています。

金厚委員 やっぱり都市計画や再開発となりますと、市や県も関与する話ですので、その辺はどうなっているのかと。

例えば中央通りの再開発にしても、建築費が高騰して非常に遅れているのです。時間がかかればかかるほど建築費が上がるので、そうなるとなおさら事業がやりにくくなるというのが現状なものですから、いい加減に進めなければいけません。

それだけが理由ではないと思いますけれども、例えば小矢部市役所や砺波市役所、この前できました入善町役場にしても、首長さんに聞くと、時間がかかればかかるほど建築費が高騰してどうしようもできなくなるからということで、大幅な前倒しをしたといううわさ話まで入ってきています。

ですから、その辺のことも考えると、やっぱり許認可などは非常に大事なことです。市と県で相当打合せをしてある程度の決断をしていかないと、絶対に前へ進まないと思います。

富山市の顔となるこの場所に非常にみすぼらしい建

物が残っているのはいかかなものかという思いがあるものですから、県の都市計画課と相談しながら何とか早急に進めてほしいと思います。

この場所は農地転用などは全然関係なく経済的な話だけですから、県と市で話をつければある程度進むのではないですか。部長、どう思われますか。

活力都市創造部長 今おっしゃったとおり、桜木町地区は駅前と西町・総曲輪の中間に位置するということで、非常にポテンシャルのある地区だと思っています。そのような場所の再開発事業ということですが、再開発には建物の不燃化や都市の再築などいろいろな効果があって、非常に公共性の高い事業であります。先ほどまちづくり推進課長が申しましたとおり準備組合のほうで計画を練り直しておられるということですので、その内容をまた詳しく聞かせていただき、認可権者である県とも早急に話をして、必要な支援について検討していきたいと思っております。

金厚委員 何せ早急に進めないと駄目だと思いますので、よろしくをお願いします。

大島委員 金厚委員のお話をちょっと引き取らせていただいて、中央通りD北地区市街地再開発事業の第2回の変更事業計画書が出されておりますけれども、事業費や補助金のさらなる増額や上振れは考えられないのかどうか、念押しで確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課長 再開発組合からは、2024年問題や労働規制の関係で人件費が高騰しているということで、今後も事業費が高騰する可能性があると同っている状況です。ただ、それが幾らぐらいなのか、はたまた県や市、国の補助金に関係してくるのかどうかまではまだ分からないところでございます。

大島委員 まだまだ上がる可能性を認めていらっしゃるのはいささか怖い気がしますけれども、この再開発区域に

は多くの地権者や事業者もいらっしゃったのですが、そこで事業をなさっていた地元の方は、当然新しいビルに入るつもりでこの計画にオーケーしたのだらうと思うのです。以前から事業をしていらっしゃった方が残るといいう確定情報はありますでしょうか。

まちづくり推進課長 組合からといたしますか、権利変換計画の中で知る限り、商業者は1社が継続して残るとのことです。

大島委員 1社だけとはちょっと驚きましたが、地元の方がほかに残る可能性はもうないということによろしいのでしょうか。

まちづくり推進課長 今後また権利変換計画が変更になるのかどうかは私にも分からないところですが、今聞いている限りでは、皆さん合意の上で、多くの商業者はこの地区から出て商業を継続されるということですよ。

大島委員 何のための再開発だったのかと思わざるを得ませんが、総曲輪もほとんどの商業施設で2階、3階が空きまして、中央通りの再開発によってさらに空くのではないかと非常に心配しております。第3回の変更事業計画書がもし出るとすれば、その辺をきちっと考えてもらわないと一お金をかけているにもかかわらず、何でもいから空いたところに入ってくださいというような話になることだけは、ぜひおやめいただきたいと思います。  
続けて別の質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。

大島委員 盛土規制法が施行されたということで、先ほど建設部から、本市では来年5月から制度の運用が開始されるとの報告がありました。  
活力都市創造部でも大規模盛土造成地についての詳細なマップをつくられておりますが、その中で、市内には谷埋め盛土が17か所あったと示されてお

ます。これが、マップの作成からこれまでの間で増えているということはないのか確認したいと思います。

〔発言する者なし〕

委員長 今、資料を持ち合わせていますか。なければ後ほど出していただきたいと思います。

建設指導課長 今、手元に資料がありません。

委員長 では、後ほどお出してください。

大島委員 先ほどの建設部からの御説明では、この規制がかかる前からある既存の盛土であっても、要件に当てはまれば是正措置等の命令を行うということでした。今後、建築指導課では宅地造成に伴う開発行為などが当然出てくると思うのですが、そのあたりを建設部とどうすり合わせるのかについては協議されているのでしょうか。

建設指導課長 現段階では、今後の事務についてすり合わせの協議をしている段階なので、詳細に決まってはいません。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和6年12月定例会の建設委員会  
を閉会いたします。

令和6年12月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 押 田 大 祐

署名委員 成 田 光 雄

署名委員 尾 上 一 彦